

## 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日南市休憩所設置運営要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日南市観光・接伴基本計画」に基づき、日本のひなた宮崎国スポ・障スポに参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者に対し、憩いの場となる休憩所の設置及び運営について、必要な事項を定める。

### 2 設置場所

競技団体等と協議の上、各競技会場等に設置する。

### 3 設置期間

各競技会の開催期間中とする。

### 4 開設時間

原則として競技開始1時間前から競技終了後30分までとするが、必要に応じて開設時間を変更することができる。

### 5 活動内容

（1）休憩所の設置及び運営に関すること。

（2）ふるまいに関すること。

（3）その他休憩所の運営に関すること。

### 6 その他

（1）本市で開催する競技別リハーサル大会における休憩所の設置運営については、必要に応じてこの要項を準用する。

（2）この要項に定めるもののほか、休憩所の設置運営について必要な事項は、別に定める。